

唐津市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

1 目的

ソーシャルメディアは容易に情報を発信できる一方、不正確な情報が拡散したり、意図せず特定または不特定の人たちの感情を害してしまうリスクがあり、さらには市政に対して社会的批判や信用の失墜を招く可能性があるなど、多大な影響を及ぼすことも考えられる。このようなことから、唐津市職員（以下「職員」という。）がソーシャルメディアを有効に活用するに当たり基本的な考え方や留意すべき事項を定めるものである。

2 ソーシャルメディアの定義

ブログ、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、電子掲示板、ユーチューブなどに代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。

3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、すべての職員に対して適用される。

4 基本原則

- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令および職員のサービスや情報の取り扱いに関する規定を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意すること。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かないよう留意すること。一度インターネット上に公開された情報は、直ちに不特定多数の目に触れ、後で完全に削除することはできないことを理解しておくこと。
- (5) 自ら発信した情報により、意図せずして他者を傷つけたり、他者に誤解を与えたりした場合には、誠実に対応すること。また、自ら発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論にならないよう努めること。
- (6) 自らが利用するソーシャルメディアの特性や利用方法について、あらかじめ熟知しておき、それぞれの利用規約を遵守すること。

5 禁止事項

ソーシャルメディアによる情報発信に係る禁止事項は次のとおりとする。

- (1) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- (2) 人種、思想、信条、住居、職業等の差別または差別を助長させる情報

- (3) 違法行為または違法行為をあおる情報
- (4) 単なる噂や流説などの信憑性が確保できない情報
- (5) わいせつな内容を含む情報
- (6) 公序良俗に反する情報
- (7) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報
- (8) 唐津市や第三者の権利を侵害する情報
- (9) 唐津市のセキュリティに関する情報
- (10) 唐津市の重要施策の意思形成過程における情報（市が積極的に意見などを求める場合を除く。）

6 留意事項

- (1) 本ガイドラインは、職員が、唐津市の公式アカウントでソーシャルメディアを利用する場合と、個人で取得したアカウントでこれを利用する場合の、両方に適用される。
- (2) 自らが発信した情報に対して、ときに一方的で偏った意見が寄せられることがある。この場合も、まず自らが発信した情報について、閲覧者に誤解や混乱を招く要素がなかったか確認した上で、冷静かつ誠実に対応するよう努めなければならない。
- (3) 一個人の私的な意見や感想を発信したつもりでも、唐津市職員の身分を有する者による情報発信である以上、唐津市のイメージや評判に影響を与えることが考えられる。職員全体の質に対する社会的批判を招いたり、唐津市の信用を損なう可能性もあることを十分に理解して情報発信を行わなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。